

平成 21 年 7 月 8 日

各 位

株式会社大和証券グループ本社

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の執行役会において決議いたしました新株式発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、発行価格及び売出価格等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集による新株式発行(本件内外募集) (下記<ご参考>2. 及び3. をご参照ください。)

(1) 発行価格(注 1)	1 株につき	516 円
(2) 発行価格の総額(注 2)		156, 159, 660, 000 円
(3) 払込金額(注 1)	1 株につき	494. 72 円
(4) 払込金額の総額(注 2)		149, 719, 587, 200 円
(5) 増加する資本金の額(注 2)		58, 652, 931, 138 円
(6) 増加する資本準備金の額(注 2)		58, 652, 931, 138 円
(7) 申込期間	平成 21 年 7 月 9 日 (木) ~平成 21 年 7 月 10 日 (金)	
(8) 払込期日	平成 21 年 7 月 15 日 (水)	

(注) 1. 引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

2. 引受人が下記<ご参考>2. ②記載の当社普通株式を追加的に発行することを請求する権利を全て行使した場合の数字です。

2. 自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)

(1) 売出価格(注)	1 株につき	516 円
(2) 売出価格の総額		29, 858, 340, 000 円
(3) 払込金額(注)	1 株につき	494. 72 円
(4) 払込金額の総額		28, 626, 972, 800 円
(5) 申込期間	平成 21 年 7 月 9 日 (木) ~平成 21 年 7 月 10 日 (金)	
(6) 払込期日	平成 21 年 7 月 15 日 (水)	
(7) 受渡期日	平成 21 年 7 月 16 日 (木)	

(注) 引受人は払込金額で買取引受けを行い、売出価格で売出しを行います。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し) (下記<ご参考>4. をご参照ください。)

(1) 売出株式数		42, 000, 000 株
(2) 売出価格	1 株につき	516 円
(3) 売出価格の総額		21, 672, 000, 000 円
(4) 申込期間	平成 21 年 7 月 9 日 (木) ~平成 21 年 7 月 10 日 (金)	
(5) 受渡期日	平成 21 年 7 月 16 日 (木)	

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての募集・売出し勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集・売出し勧誘又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集・売出しは行われません。

4. 第三者割当による新株式発行 (下記<ご参考>4. をご参照ください。)

(1) 払込金額	1株につき	494.72円
(2) 払込金額の総額(上限)		20,778,240,000円
(3) 増加する資本金の額(上限)		10,389,120,000円
(4) 増加する資本準備金の額(上限)		10,389,120,000円
(5) 申込期日		平成21年8月10日(月)
(6) 払込期日		平成21年8月11日(火)

<ご参考>

1. 発行価格(募集価格)及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成21年7月8日(水)	532円
(2) ディスカウント率		3.01%

2. 本件内外募集の募集株式数

下記①及び②の合計 302,635,000株

①本件内外募集のうち引受人の買取引受けの対象となる株式 292,135,000株

②本件内外募集のうち海外投資家に対する販売に関して引受人に付与する当社普通株式を追加的に発行することを請求する権利の対象となる株式の上限 10,500,000株

3. 本件内外募集について

平成21年6月26日(金)開催の当社執行役会において決議された日本国内外における募集による新株式発行(以下、「本件内外募集」という。)に係る株式数は、302,635,000株です。本件内外募集に係る株式数のうち、日本国内における募集(以下、「国内一般募集」という。)に係る株式数は200,000,000株であり、欧州を中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下、「海外販売」という。)される株式数(以下「海外販売株数」という。)は102,635,000株であります。

なお、海外販売株数は、国内一般募集に係る株式とともに引受人の買取引受けの対象となる株式92,135,000株及び海外販売のために当社が引受人に付与する当社普通株式を追加的に発行することを請求する権利の対象となる株式10,500,000株の合計数であります。

4. オーバーアロットメントによる売出株式数及び第三者割当による発行新株式数について

上記「3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)は、国内一般募集及び上記「2. 自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案した結果、SMB Cフレンド証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式42,000,000株(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成21年6月26日(金)開催の当社執行役会において、SMB Cフレンド証券株式会社が割当先とする当社普通株式42,000,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を平成21年8月11日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

SMB Cフレンド証券株式会社は、大和証券エスエムビーシー株式会社及びドイツ証券株式会社と協議の上、平成21年7月9日(木)から平成21年7月10日(金)までの間(以下、「申込期間」という。)、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての募集・売出し勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集・売出し勧誘又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集・売出しは行われません。

株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当又は海外販売に係る株式の決済に充当するためにドイツ証券株式会社に譲渡する場合があります。

また、SMB Cフレンド証券株式会社は、大和証券エスエムビーシー株式会社及びドイツ証券株式会社と協議の上、平成 21 年 7 月 11 日(土)から平成 21 年 8 月 6 日(木)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数(42,000,000 株)を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMB Cフレンド証券株式会社は、大和証券エスエムビーシー株式会社及びドイツ証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

上記の他、申込期間中に申込みのなされなかった当社普通株式がある場合には、かかる当社普通株式の全部又は一部を海外販売に係る株式の決済に充当する場合があります。また、申込期間中に申込みのなされなかった当社普通株式が、大和証券エスエムビーシー株式会社に生じた場合には、当該当社普通株式のうち海外販売に係る株式の決済に充当されなかった当社普通株式について、SMB Cフレンド証券株式会社がこれを取得し、かかる当社普通株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

SMB Cフレンド証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数(42,000,000 株)から上記の申込期間中に申込みのなされなかった当社普通株式のうち貸借株式の返還に充当する株式数並びに安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、大和証券エスエムビーシー株式会社及びドイツ証券株式会社と協議の上、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

5. 今回の調達資金の用途

国内一般募集による差引手取概算額 98,462,000,000 円、海外販売の差引手取概算額上限 50,536,587,200 円、引受人の買取引受けによる売出しによる差引手取概算額 28,609,972,800 円及び本件第三者割当増資の差引手取概算額上限 20,660,240,000 円と合わせた差引手取概算額合計上限 198,268,800,000 円について、リテールビジネス及びアジア・新興国を中心とした海外ビジネス等の拡大に向けて、ファンド出資資金に 48,000,000,000 円(一部連結子会社を通じた出資を含む。)、当社の子会社への投融資に 125,000,000,000 円を充当します。当該子会社は、その資金を投融資及び運転資金に充当する予定であります。また、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

以上

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての募集・売出し勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集・売出し勧誘又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集・売出しは行われません。